

消防団協力事業所表示制度とは

地域防災の中核的存在である消防団は、その即時対応力と動員力が地域の大きな防災力として期待されています。

消防本部では消防団員の約67%が被雇用者であることから、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を実施しました。

- 従業員が消防団員として3名以上入団している
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している
- 災害時等における消防団への資機材等の提供など協力をしている
- その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している

ひとつでも該当する項目があったら・・・

事業所が消防本部に申請

(消防総務課 電話 046-876-0146 へ御相談ください!)

消防本部が審査後「消防団協力事業所表示マーク」を交付します。



認定期間は2年間です。(2年ごとに再審査を行います。)

交付された「消防団協力事業所表示マーク」は事業所の社屋等への表示のほか、ホームページや従業員の名刺等に掲載することにより、広く一般に「消防団協力事業所」として広報することができ、事業所のイメージアップにつながります。

参考：総務省消防庁ホームページ（消防団協力事業所表示制度）

URL：<http://www.fdma.go.jp/syobodan/welcome/company/index.html>



消防団は火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行います。

